

## 第1回 番組審議会 議事録

開催日時：2016年4月1日（金）14：00～15：00

会場：京都府舞鶴市字円満寺 158-6 西市民プラザ 2階 市民活動団体活動室

委員総数：5人 出席：5人 欠席：0人

出席委員：水嶋純作 今安博和 山内茂樹 松本 泰 松井恭子

欠席委員：なし

局側出席者：時岡浩二 中西 進 上田秀篤 (順不同敬称略)

### 議 事

#### 1. 「放送番組審議機関」について

局側から番組審議委員に対し、「放送番組審議会」の位置づけ、役割等を放送法第2章第6条に規定するところにより説明をおこなった。

#### 2. 番組審議会規程(内規)について

- ・ 局側から当財団の番組審議会規程（内規 資料①）の説明を行った。
- ・ 規程第2条2項に基づき、当審議会の委員長として委員の互選により、水嶋純作氏を選出した。

#### 3. 局からの報告事項

##### 【開局記念イベントについて】

- ・ 開局は4月18日正午の予定で、開局記念式典を午前11時から西市民プラザ1階の「ふれあい広場」で行う。
- ・ 正午からは45分間の生放送で、開局第一声は多々見舞鶴市長を予定している。
- ・ 13時からはスタジオで45分間の開局特番を生放送する。

##### 【試験放送について】

- ・ 3/28から試験電波を発射しており、聴取者からの反応もいくつか来ている。
- ・ 3/31に試験放送のプレスリリースを行ったので、いくつかの新聞で報道されるかもしれない。

#### 4. 議題

##### 【番組編集基準、基本計画の諮問】

- ・ 局側から放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画(資料②③)を諮問し、全会一致で承認された。

以上で審議は終了した。

この審議会の議事録は2016年4月6日から事務所で閲覧できるようにした。

この審議会の議事録は2016年4月18日からホームページで公開した。

**【資料】**

- ① 一般財団法人有本積善社 番組審議会規程

(放送免許申請書添付資料)

- ② 別紙 26 の (7) 放送番組の編集の基準
- ③ 別紙 26 の (8) 放送番組の編集に関する基本計画

一般財団法人有本積善社  
番組審議会規程（内規）

（目的）

第1条 この規程は、財団法人有本積善社（以下当法人という）が放送する放送番組の適正を図るため設置する放送番組審議会（以下「当会」）の運営に必要な事項を定める。当会は放送番組の質の向上を目的とする。当会の設置は放送法第6条（放送番組審議機関）に基づく。

（構成）

- 第2条 当会の委員は舞鶴市内に居住する良識ある市民により構成する。
- 2 当会は、委員5人以上で構成し、委員長1人を委員の互選で選出する。
  - 3 委員長は当会を統括する。
  - 4 当会には、必要に応じ番組制作者、編成担当者等を出席させることができる。

（審議会の事務局）

第3条 当会の事務局は当法人内におき（以下「事務局」）、事務は当法人の放送局長もしくは担当者が行う。

（委員の選出）

第4条 事務局は2年に1回委員の自薦、他薦を受け付け、当法人の理事会が委員を選出し、当法人が委嘱する。委員の推薦受付期間は1月1日～1月31日とする。

（委員の任期）

第5条 当会の委員の任期は2年間とし、4月1日から3月31日とする。委員の任期満了に伴う再任を妨げない。再任は連続2期まで。

（審議会の開催）

- 第6条 当会は、原則として毎月一回開催する。
- 2 委員会の開催は4人以上の参加をもって開催する。欠席委員に対しては事前に必要な諮問内容を通達し、書面により意見を提出することで参加とみなす。

（審議事項）

- 第7条 審議の基準は当法人が定める「放送番組の基準」による。
- 2 当会は、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、当法人に対して意見を述べることができる。
  - 3 当法人は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当会に諮問しなければならない。
  - 4 当会が答申し、又は意見を述べた事項があるときは、当法人はこれを尊重して必要な措置をしなければならない。
  - 5 当法人が審議会に諮問した時は、審議会はこれに答申しなければならない。

（その他）

- 第8条 本規定に定められていない事項については、当法人もしくは事務局が別に定める。
- 第9条 本規定は当法人の理事会にて制定及び改定することができる。

制定 平成27年8月1日

## 別紙 26 の(7) 放送番組の編集の基準

一般財団法人有本積善社は、放送事業を通じ、舞鶴市の公共福祉、産業、経済、文化の向上発展に貢献し、平和な地域社会の実現に寄与することを使命とするものである。

放送番組の編集にあたっては、この自覚に基づき、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、社会の信頼にこたえることを基準とする。

具体的な放送番組の編集にあたっては、正確で迅速な報道、健全な娯楽、教育教養の向上、児童及び成年の健全育成、節度を守り真実を伝える、地域住民の参加を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を十分に発揮して内容の充実に努める。

このために、放送番組を次の基準によって編成する。

- (1) 社会の公安及び善良な風俗に反する放送は行わない。
- (2) 報道番組は、総ての干渉を排し、政治、経済、社会上の諸問題に対しては公正な立場を守り、対立意見の問題に関しては多角的な論点を明示する。
- (3) 広告は真実を伝え、関係法に従って誠実を守り、聴取者にたいして責任を負うものとする。
- (4) 番組審議会の意見を尊重し、番組内容の適正化を図る。また、一般聴取者の意見、要望を把握し、番組に反映させる。
- (5) 番組は、報道番組、教育番組、教養番組、娯楽番組、その他の番組により公正され、適正な比率を維持し、調和を図る。

なお、個々の番組においての企画、制作、実施にあたっては、「日本民間放送連盟放送基準」を遵守することを、放送番組編集の基本方針とする。

放送番組の編成の基準は、当法人のホームページ等で広く市民に公表する。

平成 27 年	一般財団法人有本積善社	CFM	別紙 26 の(7)
---------	-------------	-----	------------

## 別紙 26 の(8) 放送番組の編集に関する基本計画

一般財団法人有本積善社の放送番組は、地域社会における公共の福祉増進の立場から常に品位を重んじ、世論を尊び、言論の自由と公正さを貫き、自らの権威を高めるとともに、地域社会の産業、経済、文化等、各分野の振興・発展向上に貢献するよう配慮することとする。

放送番組を企画、編成するに当たっては、次の基本計画によるものとする。

## (放送時間)

放送時間については、原則、一年を通じ毎日 24 時間とし、定時的な番組編成については、週間を通じ、午前 7 時から翌日午前 1 時の範囲で行うものとする。臨時の番組については、その都度、必要に応じ適宜編成するものとする。

## (番組の種類と比率)

放送番組は、報道番組、教育番組、教養番組、娯楽番組、その他の番組で編成し、番組の種類別配列比は、次にあげるものを基準として編成する。

報道番組	全放送の約	2%
教育番組	全放送の約	5%
教養番組	全放送の約	16%
娯楽番組	全放送の約	46%
その他の番組	全放送の約	31%

## (番組の配列)

番組の編成に当たっては、報道、教養、教育、娯楽などすべての番組をそれぞれの性格に応じて当該地域社会の聴取対象及び生活時間を考慮し、各番組相互間の調和と適正を保つようつとめる。

番組は、次の放送内容を基に配列することとする。

- ・ 報道（ニュース、災害情報、お悔やみ情報等）
- ・ 教育（学生向番組、生涯教育番組等）
- ・ 教養（政治解説、文化文学歴史解説等）
- ・ 娯楽（音楽、文化芸術情報、朗読等）
- ・ 行政情報（議会情報、医療福祉・防災・安心安全情報等）
- ・ 観光情報（歴史遺産・文化施設、行楽地・観光施設、催事イベント等の案内等）
- ・ 生活情報（交通情報、公共施設案内、天気予報等）
- ・ その他（市民制作番組、放送番組の予告等）

## (定時番組の編成方針)

情報社会の進展に伴う当該地域生活者の多様な情報ニーズに応えるため、きめ細かな生活・行政・地域情報等、地域社会に密着した情報提供を基調に放送番組を定時放送時間の番組表に従って番組編成することとする。

平成 27 年	一般財団法人有本積善社	CFM	別紙 26 の(8)
---------	-------------	-----	------------